

田 や 第 1 0 1 7 号  
令 和 6 年 3 月 2 6 日

各田辺市指定介護職員処遇改善加算等  
算定対象サービス事業所運営事業者 様

田辺市保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

令和6年度介護職員等処遇改善加算等に係る届出について (通知)

標記について、令和6年4月または5月から介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の算定を行う事業者は、下記期日までに各指定権者へ届出を行う必要があります。

つきましては、加算算定手続きについて内容を御確認の上、届出に際し遺漏のないようご留意願います。

記

## 1 提出書類

◇様式は田辺市やすらぎ対策課指導係ホームページ(以下「指導係ホームページ」とします。)に掲載しています。

### ①処遇改善計画書

- ・令和5年度に処遇改善加算等を算定しておらず、令和6年度から**新規**に処遇改善加算を算定する事業所【別紙様式7】
- ・一括で申請する事業所数が10以下の事業者【別紙様式6】**※別紙様式2の提出でも可**
- ・上記以外の事業所【別紙様式2】

### ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

### ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

※②、③については、新たに加算を算定する場合または加算区分に変更がある場合のみ

※ 質問に関して、下記のとおり厚生労働省に相談窓口が設けられています。

【介護職員等処遇改善加算等に関する厚生労働省相談窓口】

0 5 0 - 3 7 3 3 - 0 2 2 2 (受付時間：9：00～18：00(土日含む))

## 2 提出方法及び提出期限

### ○メールの場合

**令和6年4月15日（月）**までに、やすらぎ対策課指導係のメールアドレスまで提出ください。

メールアドレス：[yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp](mailto:yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp)

※件名を「【法人名】令和6年度介護職員等処遇改善加算等届出」としてください。

### ○持参の場合

**令和6年4月15日（月）**までに、田辺市保健福祉部やすらぎ対策課指導係へ2部（1部は受付後、事業所控えとして返却します。）提出してください。

### ○郵送の場合

**令和6年4月15日（月）**の消印を有効とします。

送付先：〒646-0028 田辺市高雄一丁目23番1号 田辺市 やすらぎ対策課 指導係 宛

※提出部数＝2部。1部は受付後、事業所控えとして返却しますので、返信用封筒（宛先を記入し、切手を添付したもの）を同封してください。

※郵送にあたっては、簡易書留等の発送又は収受の記録ができる方法としていただき、封筒に「令和6年度介護職員等処遇改善加算等届出」と明記してください。

※ 令和5年度に加算を算定している場合であっても、引き続き令和6年4月から加算を算定するためには、上記期限までの届出が必要となります。

※ 令和6年4月から新たに算定を行う場合は、上記期限までの届出が必要です。

※ 年度の途中から加算を算定する場合は、算定月の前々月の末日が提出期限となります。

## 3 提出先

サービス区分	事業所の所在地	提出先
地域密着型サービス 地域密着型介護予防サービス 介護予防・日常生活支援総合事業 (訪問介護従前相当サービス・通所介護従前相当サービス)	田辺市、みなべ町、白浜町、 上富田町、すさみ町 (以下「田辺圏域」とします。)	田辺市やすらぎ対策課 指導係 ※注1
	上記以外	田辺市やすらぎ対策課 指導係 ※注2

※注1 田辺圏域内の複数の市町に事業所が所在する場合は、田辺市やすらぎ対策課指導係へ提出してください。(田辺市が指定権者となっていますので各町への提出は不要です。)

※注2 田辺市と、田辺市以外の市町村（以下「他市町村」とします。）からそれぞれ指定を受けている場合、田辺市と他市町村に提出する必要があります。

(他市町村への提出方法については、他市町村の担当課にお問い合わせください。)

#### 4 その他

- (1) 提出書類の作成にあたっては、指導係ホームページに掲載しています【介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（介護保険最新情報 vol. 1215）】をご確認ください。
- (2) 計画書の提出にあたり、計画書中の「4 要件を満たすことの確認・証明」※注に記載している内容を確認するとともに、記載内容の根拠となる資料等（就業規則等）を適切に保管してください。※注 別紙様式7については「4. 確認事項」
- (3) 届出様式、記入例等については、指導係ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

[URL:https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html](https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html)

〒646-0028 田辺市高雄一丁目 23 番 1 号  
田辺市民総合センター内  
田辺市やすらぎ対策課指導係  
電話 0739-33-7033 FAX 0739-25-3994  
メールアドレス：[yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp](mailto:yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp)